

第三十一回国会 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録 第三号

昭和三十四年一月三十日(金曜日)

午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 逢澤 寛君 理事 中山 マサ君

理事 山下 春江君 理事 西久保重光君

理事 北條 秀一君

井原 岸高君 田中 龍夫君

辻 政信君 藤枝 泉介君

細田 義安君 八木 徹雄君

受田 新吉君 角屋堅次郎君

出席國務大臣

厚生 大臣 坂田 道太君

出席政府委員

厚生事務官 河野 鎮雄君

(引揚援護局長)

一月三十日

委員白井莊一君辞任につき、その補

欠として辻政信君が議長の名で委

員に選任された。

本日の会議に付した案件

未帰還者に関する特別措置法案起草

に関する件

○田口委員長 これより会議を開きま

す。

未帰還者に関する特別措置法案起草

の件について議事を進めます。

この際、未帰還者に関する特別措置

法案起草委員長より、小委員会の経

過及び結果を報告いたしたいとの申し

出があります。これを許します。未帰

還者に関する特別措置法案起草小委員

長山下春江君。

未帰還者に関する特別措置法案

未帰還者に関する特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、未帰還者のう

ち、国がその状況に関し調査研究

した結果、なおこれを明らかにす

ることができない者について、特別

の措置を講ずることを目的とする。

(民法第三十条の宣告の請求等の

特例)

第二条 未帰還者留守家族等援護法

(昭和二十八年法律第六十一号)

第二条第一項に規定する未帰還者

(以下「未帰還者」といふ。)に係る

民法(明治二十九年法律第八十九

号)第三十条の宣告の請求は、厚

生大臣も行ふことができる。ただ

し、厚生大臣において当該未帰還

者が次の各号のいずれかに該当す

ると認める場合に限る。

一 昭和二十二年一月一日以後生

死が分明でない者(諸般の事情

により現に生存している可能性

が多いと認められる者を除く。)

二 昭和二十二年一月一日以後昭

和二十七年十二月三十一日まで

の間に生存していたと認められ

る資料はあるが、昭和二十八年

一月一日以後生死が分明でない

者のうち、諸般の事情により現

に生存していないと推測される

者

2 前項の請求をする場合には、厚

生大臣は、当該未帰還者の留守家

族の意向を尊重して行わなければ

ならない。

3 第一項の規定による厚生大臣の

請求に基づく民法第三十条の宣告

(以下「戦時死亡宣告」といふ。)の

取消の請求は、厚生大臣も行ふこ

とができる。

4 厚生大臣が第一項又は前項の規

定により戦時死亡宣告の請求又は

その取消の請求を行ふ場合には、

家事審判法(昭和二十二年法律第

百五十二号)第六条の規定は、通

用しない。

(甲慰料の支給)

第三条 未帰還者が戦時死亡宣告を

受けたときは、その遺族に対し、

甲慰料を支給する。

2 前項の甲慰料の支給は、これを

受けようとする者の請求に基いて

行ふ。

(甲慰料の支給を受けるべき遺族

の範囲)

第四条 甲慰料の支給を受けるべき

遺族の範囲は、戦時死亡宣告によ

り未帰還者が死亡したものとみな

される日におけるその者の配偶者

(婚姻の届出をしていないが、事

実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。以下同じ。)、子、父母、

孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

ただし、戦時死亡宣告の裁判が確

定した日(以下「基準日」といふ。)

前に離縁によつて未帰還者との親

族関係が終了した者を除く。

(甲慰料の支給を受けるべき遺族

の順位)

第五条 甲慰料の支給を受けるべき

遺族の順位は、次に掲げる順序に

よる。ただし、父母及び祖父母に

ついては、未帰還者が死亡したも

のとみなされる日において帰還し

ていたとすれば、その者によつて

生計を維持し、又はその者と生計

をともにしていたと認められる者

を先にし、同順位の父母について

は、養父母を先にし実父母を後に

し、同順位の祖父母については、

養父母の父母を先にし実父母の父

母を後にし、父母の養父母を先に

し実父母を後にする。

一 配偶者(未帰還者が死亡した

ものとみなされる日以後基準日

前に未帰還者の二親等内の血族

(以下この項において「遺族」と

いふ。))以外の者と婚姻(届出を

しないが、事実上婚姻関係と同

様の事情に入つていないと認めら

れる場合を含む。))し、又は遺族

以外の者の養子となつた者を除

く。)

二 子(基準日において遺族以外

の者の養子となつていない者を除

く。)

三 父母

四 孫(基準日において遺族以外

の者の養子となつていない者を除

く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(基準日において遺

族以外の者の養子となつていない

者を除く。)

七 第二号において同号の順位か

ら除かれている子

八 第四号において同号の順位か

ら除かれている孫

九 第六号において同号の順位か

ら除かれている兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位か

ら除かれている配偶者

2 前項の規定により甲慰料の支給

を受けるべき順位にある遺族が、

基準日において生死不明であり、

かつ、その日以後引き続き二年以

上(その者が基準日までに二年以

上生死不明であるときは、一年以

上)生死不明である場合におい

て、他に同順位者がいないときは、

次順位者の請求により、その次順

位者(その次順位者と同順位他の

の遺族があるときは、そのすべて

の同順位者)を甲慰料の支給を受

けるべき順位の遺族とみなすこと

ができる。

(甲慰料の額)

第六条 甲慰料の額は、戦時死亡宣

告を受けた者一人につき三万円

(当該戦時死亡宣告を受けた者が

第十三条第一項の規定の適用を受

ける者である場合においては、二

万円)とする。

(同順位者が数人ある場合)

第七条 甲慰料の支給を受けるべき

同順位の遺族が数人あるときは、

その一人のし甲慰料の支給の請

求は、全員のためその全額につき

したものとみなし、その一人に対

してした甲慰料の支給は、全員に

対してしたものとみなす。

(甲慰料の支給を受ける権利を有

する者が死亡した場合)

第八条 甲慰料の支給を受ける権利

を有する者が死亡した場合におい

て、死亡した者がその死亡前に甲
慰料の支給の請求をしていなかっ
たときは、死亡した者の相続人は、
自己の名で、死亡した者の甲慰料
の支給を請求することができる。
2 前条の規定は、甲慰料の支給を
受ける権利を有する者が死亡し、
同順位の相続人が数人ある場合に
おける甲慰料の支給の請求及びそ
の支給について準用する。
(甲慰料の返還の免除)
第九条 戦時死亡宣告の取消があつ
た場合において、甲慰料が支給さ
れているときは、その支給された
甲慰料は、国庫に返還させないこ
とができる。
(時効)
第十条 甲慰料の支給を受ける権利
は、三年間行われないときは、時効
によつて消滅する。
(譲渡等の禁止)
第十一条 甲慰料の支給を受ける権
利は、譲渡し、担保に供し、又は

差し押えることができない。
(非課税等)
第十二条 甲慰料として支給を受け
た金銭を標準として、租税その他
の公課を課することはできない。
2 甲慰料に関する書類には、印紙
税を課さない。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法等
の適用)
第十三条 第二条第一項各号のいづ
れかに該当する未帰還者であつて
次の表の第一欄に掲げるものが戦
時死亡宣告を受けたときは、それ
ぞれ、同表の第二欄に掲げる法律
の適用については、その者は、同
表の第三欄に掲げる負傷又は疾病
により同表の第四欄に掲げる日に
死亡したものとなる。ただし、
同表の第三欄に掲げる負傷又は疾
病により死亡したものとなること
が相当でないこと認められる
場合においては、この限りでない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
戦傷病者戦没者 遺族等援護法 (昭和二十七年 法律第二十七 号)第二十七 項に規定する軍 人軍属	戦傷病者戦没者 遺族等援護法 (昭和二十七年 法律第二十七 号)第二十七 項に規定する軍 人軍属	在職期間内(甲 慰金に)ついて は、昭和二十 七年七月七日 以後に在職期 間内における 公務上の負傷 又は疾病	戦傷病者戦没 者遺族等援護 法の適用につ いては、昭和 二十七年三月 三十一日(同 年四月一日以 後)の間に生 じたものと認 められる資料 がある者につ いては、同日 恩給法の一部 を改正する法 律の適用につ いては、昭和 三十四年三月 三十一日

2 未帰還者であつて前項の規定の
適用を受けるものが第二条第一項
各号のいづれにも該当しなくなつ
たときは、当該未帰還者に関して
は、はじめから前項の規定の適用
がなかつたものとする。
3 前項の場合において、戦傷病者
戦没者遺族等援護法又は恩給法の
規定による給付が行われており、
かつ、当該未帰還者に関し新たに
戦傷病者戦没者遺族等援護法若し
くは恩給法又は未帰還者留守家族
等援護法の規定による給付を行
うべきときは、すでに行つた戦傷病
者戦没者遺族等援護法又は恩給法
による給付は、新たに付すべき給
付の内払とみなす。
(権限の委任)
第十四条 この法律により厚生大臣

戦傷病者戦没者 遺族等援護法 第二条第三項に規 定する標準軍属 (同法同条同項 第五号に規定す る特別未帰還者 の状態で在職中 に死亡したもの と推測される者 を含む)	戦傷病者戦没者 遺族等援護法 第二条第三項に規 定する標準軍属 (同法同条同項 第五号に規定す る特別未帰還者 の状態で在職中 に死亡したもの と推測される者 を含む)	恩給法 改正する法律(昭 和三十二年法律 第三十一号)に よる改正前の恩 給法(大正十二 年法律第四十八 号)第十九条に 規定する公務員 又は公務員に準 ずべき者。た だし、戦傷病者 戦没者遺族等援 護法第二条第一 項各号に掲げる 者を除く。	恩給法 改正する法律(昭 和三十二年法律 第三十一号)に よる改正前の恩 給法(大正十二 年法律第四十八 号)第十九条に 規定する公務員 又は公務員に準 ずべき者。た だし、戦傷病者 戦没者遺族等援 護法第二条第一 項各号に掲げる 者を除く。	在職中における 公務員のための負 傷又は疾病	昭和三十八年 七月三十一日	昭和三十七年 三月三十一日 (同年四月一 日以後同年十 二月三十一日 までの間に生 存していたと 認められる資 料のある者に ついては、同 日)
--	--	--	--	------------------------------	------------------	--

に属する権限は、政令で定めると
ころにより、都道府県知事その他
政令で定める者にその一部を委任
することができる。
(沖縄地域に関する特例)
第十五条 この法律の適用に關して
は、「戦時死亡宣告」には、硫黄島
島及び伊平屋島並びに北緯二十七
度以南の南西諸島(大東諸島を含
む)において行われたこれに相当
する宣告を含むものとする。
(省令への委任)
第十六条 この法律に特別の規定が
ある場合を除くほか、この法律の
実施のための手続その他その執行
について必要な細則は、厚生省令
で定める。
附則
1 この法律は、昭和三十四年四月

一日から施行する。
(未帰還者留守家族等援護法の
一部改正)
2 未帰還者留守家族等援護法の
一部を次のように改正する。
第十三条中「六年」を「九年」に改
める。
附則第四十項及び第四十六項中
「附則第四十三項」を「附則第四
十四項」に改める。
(引揚者給付金等支給法の一部改
正)
3 引揚者給付金等支給法(昭和三十
二年法律第九号)の一部を次
のように改正する。
第十二条第二項中「取得した者」
の下に「(未帰還者に関する特別措
置法(昭和三十四年法律第 号)
による甲慰料の支給を受ける権利
を取得した者を含むものとする。)
」を加える。
(厚生省設置法の一部改正)
4 厚生省設置法(昭和二十四年法
律第五十一号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五十六条第十四号の次に次の一
号を加える。
六十四の二 未帰還者に関する
特別措置法(昭和三十四年法
律第 号)の定めるところ
により、民法(明治二十九年
法律第八十九号)第三十条の
宣告の請求又は、その宣告の
取消の請求を行うこと。
第十四条の二第二項第五号の次
に次の一号を加える。
五の二 未帰還者に関する特別
措置法を施行すること。

理由

国が調査究明をしてもなおその状況を明らかにすることができない未帰還者に関し、民法第三十条の宣告の請求について特例を設け、また、その遺族に対し弔慰料を支給することとする等の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三億一千二百万円の見込である。

○山下(専)委員 未帰還者に関する特別措置法案起草の件について、小委員会における経過及び結果について御報告申し上げます。

一昨日の小委員会におきまして、慎重に検討の結果、ただいまお手元に御配付いたしてあります通りの法案を起草することに意見の一致を見ることができた次第であります。以下、簡単にその概要について御説明申し上げます。

去る二十七日、本委員会において、未帰還者に関する特別措置法案要綱が全会一致をもって可決せられました。これに基く法案の起草を小委員会に一人任せましたので、さっそく小委員会において、それぞれ必要な機関とも協議の上、お手元にお配りいたしました法律案を起草いたしました次第であります。

以下、小委員会において作成いたしました法案の概要について、条を追って御説明いたします。

第一条は、この法律の目的を規定し、第二条には、民法第三十条の宣告

の請求等の特例として、国が調査究明しても、なおその状況を明らかにすることができない未帰還者のうち、終戦直後の混乱期及びそれに引き続く時期において死亡したのではないかとと思われる者であると認める場合には、留守家族にかわって、厚生大臣が民法第三十条の宣告の請求ができることを規定いたしました。この請求をいたしました場合には、厚生大臣は留守家族の意向を尊重して行わなければならないこと、また、この厚生大臣請求による民法第三十条の宣告は他の一般の宣告と区別し、戦時死亡宣告と呼ぶことにいたしました。

第三条、第四条、第五条、第六条には、それぞれ弔慰料の支給とか、支給を受けるべき遺族の範囲やその順位、及び弔慰料の額を規定いたしました。要するに、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対して弔慰料を支給することになりました。その額は三万円とした次第であります。ただし、恩給法による公務扶助料とか、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金や遺 手金などを受ける者に対しては、それぞれ五万円の弔慰金または三万円の特別弔慰金などが支給されることでもありますので、これらの場合については、弔慰料は二万円でごしんほう願うことといたしましたのであります。

第七条は、同順位の遺族が数人ある場合、また、第八条は、弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合などはどうするかを規定しております。

第九条は、一たん支給いたしました弔慰料は、その後、たとえば御本人が

生きていられることなどがわかって、戦時死亡宣告の取り消しが行われた場合においても、返還しないことができるようにしようというのであります。

第十条は、時効の規定でありまして、第三条第二項に規定いたしますように、弔慰料は遺族の請求によって行ふことになりまして、三年間請求をしない場合は、権利は消滅することになるのであります。

また、譲渡の禁止や免税等について、第十一条及び第十二条にそれぞれ規定いたしました。

次に、第十三条は、少し込み入っておりますが、要するに、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、もし、その者が恩給法もしくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受ける者である場合は、原則として、公務によって死亡したものとみなして、それぞれの法律の規定による処遇を与えようというのであります。

なお、第四欄には、便宜上死亡したものとみなす日をそれぞれ規定しておりますが、これは戦傷病者戦没者遺族等援護法あるいは改正恩給法を最初から適用することを明らかにしたものでありまして、審判によって死亡したものとみなされる日とは違ふことを御承知をお願いいたします。

また、本法は、生死の分明でない者について適用されるものであります。関係から、その後その者の状況が分明になった場合等についても規定しておくこととしたのであります。

第十四条は、実施機関を都道府県知事等にするに付いて、また、沖縄地域に対しても適用するために第十五

条を設け、第十六条には、厚生省令への委任を規定いたしました。

最後に、附則において、施行期日を本年四月一日から定め、また、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正して、さらに本年八月一日から三年間引き続いて留守家族手当を支給し得ることとし、また、戦時死亡宣告を受けた一般邦人に対しては、本法による三万円の弔慰料のほか、遺族給付金を支給するよう引揚者給付金等支給法の一部を改正する等の処置をすることとした次第であります。

以上をもつて御報告を終わりますが、本法律の運用については特に慎重を期すること、また、弔慰料は生活保護法による収入とは認定しないようにしてもらいたいというのが、小委員会の一致した意見であることをつけ加えて申し上げます。

以上が小委員会における本案起草の経過の概要と、その要旨であります。つきましては、この際、この案を本委員会の提案とし、これを委員会提出の法律案として御取り扱い下さい。委員各位の御賛同をお願いいたします次第であります。

○田口委員長 ただいまの小委員長の報告にかかると案に対し、御意見なり、質疑があればこれを許します。

○若く久保委員 厚生大臣に要望したいのであります。

先ほど、ちょっとここで話したのですが、やはりまだ遺族は、私の夫、子供は生きてるんだという希望を持つ者が多いと思うのですが、またこれを非常に喜んで、さっそく手続をする人もあると思うのです。その反面には、

今言ったように、生存を非常に希望として持っている者もあると思うのです。そういった者に対して、事務当局の諸君が、特に末端に入りまして、ややもするとこの法律をたてにする者もございまして、やはり、ただ単なる事務的なことだけでなく、思いやりのある態度でお接し願ひませんと、せっかく親心で作った法律が、逆な面を出すことがございます。これは、厚生当局では十分にお含みの上のことだとは思いますが、こゝろに非常な微妙なものを持っている法律の適用について、特に留意していただくような措置をぜひお願いしたい、こういうこととであります。

○坂田国務大臣 ただいま、あなたのお気持ちを御表明いただきまして、私も全く同感でございます。厚生省の末端の事務を振っておられる方々において、皆さん方の御意思に沿わないような面も多々あったかと思ひますけれども、今後はそういうことがないよう、特に留守家族の方々は、今おっしゃられましたように、やはりこの生存というものの対する希望を私は心の中に持つておられるだろうと思ひますので、実施いたします場合におきまして、十分その点は慎重に取り扱ひように、部下を奮励いたしたいと考えておるわけでございます。十分御意向に沿いたいと考えておるような次第でございます。

○田口委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、本案に対する内閣の意見を聴取することといたします。坂田厚生大臣。

○坂田国務大臣 本案は妥当なものであると考へます。

未帰還者特別措置法による弔慰料につきましても、生活保護法の取扱ひ上、収入として認定しないものにされたしという御要望でございます。この御趣旨に沿うよう十分研究をいたしまして、善処いたしたいと考えておるような次第でございます。

この際、はなはだ失礼と存じますが、一言……。私、初めて厚生大臣になりまして、一向未熟でございます。これから大いに勉強いたしまして、皆様方の御協力を得まして、万遺憾のないようにいたしたいと考えておるような次第でございます。当委員会におかれましては、この未帰還問題につきまして、長年御苦勞を賜わっておられますことを深く感謝を申し上げます。また、今後とも御協力を願いますようにお願い申し上げます。

○田口委員長 それでは、お諮りいたします。本案を、本委員会の成案として、委員会提出の法律案といたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、理由書及び添付すべき経費につきましては、お手元に配付の通りでありますから、御了承願います。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会